

情報本部仕様書		
物品番号	仕様書番号	
品名 又は 件名	D I H - L S - 0 8 0 0 3 C	
	大承	平成 年 月 日
	臣認	平成 2 0 年 2 月 2 1 日
	作成	令和 8 年 1 月 8 日
	改正	令和 3 年 1 月 2 日
	作成	情報本部総務部

1. 総則

1.1 適用範囲 この仕様書は、情報本部において使用する乗用車（タクシー）の借上について規定する。

2. 借上に関する要求

2.1 借上に関する内容

- a) 迅速性、確実的な配車ができるとともに、主な営業範囲は東京都内（島しょ部を除く。）及びその近郊とする。
- b) 配車依頼をする際に時間指定ができること。
- c) タクシーチケットに使用年月日等必要事項を記入し、乗車時に使用するものとする。
- d) タクシーチケットの回収、集計及び支払の請求等ができる事務処理能力を有すること。
- e) 乗務員の責に帰すべき理由により交通事故等のため、官側又は第三者若しくは物件に損害等を与えた場合の責任は、契約相手側が負担するものとする。
- f) 乗車料金は、関東運輸局長の認可した運賃とし、当該運賃に改定があった場合は、支出負担行為担当官と協議の上、契約単価等の変更を行うことができる。
- g) 有料道路料金は官側の負担とし、契約相手方は乗車料金とともに官側に請求するものとする。
- h) 契約相手方は迅速かつ正確に共通チケットの回収、集計を行い、1日から末日までに利用されたものを当月分とし取りまとめ、翌月官側に対して支払い請求書を提出するものとする。尚、事務手数料が一切かからないこと。
- i) 契約相手方は、官側に当該年度限り有効な共通チケットを作成して提供するものとし、その管理方法は官側に一任するものとする。
- j) 官側は、前項により提供された共通チケットに使用年月日等の必要事項を記入し、タクシー利用時にタクシー乗務員へ手交するものとする。

2.2 借上期間 借上期間は、調達要領指定書による。

3. 品質保証

3.1 監督及び検査 監督及び検査は、支出負担行為担当官等の定める監督、検査実施要領に基づき実施する。

4. その他の指示

4.1 仕様書に対する疑義 契約の相手方は、この仕様書に疑義が生じた場合は、速やかに支出負担行為担当官と協議するものとする。

調達要領指定書	発 簡 番 号	
	調 達 要 求 番 号	11-08-0114-4012
	調 達 要 求 年 月 日	令和8年1月14日
	作 成 部 課	情報本部総務部
	作 成 年 月 日	令和8年1月9日
品 名	乗用車（タクシー）の借上	
仕様書番号	D I H - L S - 0 8 0 0 3 C	

指定事項

2. 借上期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日

適 合 証 明 書

公募条件について、適合することを証明いたします。

件名：乗用車（タクシー）の借上

令和 年 月 日

会 社 名

住 所

代 表 者 名

印

公募条件

1. 特別区・武三交通圏の認可法人であること。
2. 無線装着車を、500台以上保有していること。
3. 当省が契約を締結する複数の法人等において使用可能な共通のタクシーチケットを無償で発行・納入できること。また、事務手数料が無料であること。
4. 接客態度、運転技術に優れ安全かつ的確に目的地まで運行できること。また、環境対策に取り組んでいること。（エコドライブ等）
5. 防衛省近隣の住民に迷惑をかける行為及び防衛省正門前での付け待ち行為をしないことを誓約できること。

添付書類： 関東運輸局の認可証の写し
無線装着車の保有台数が確認できるもの（様式任意）
環境対策に取り組んでいることが分かる資料（様式任意）
誓約書(別添様式)

誓 約 書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

防衛省情報本部総務部

総務部長 野 口 泰 志 殿

わたくしは、防衛省情報本部における「令和8年度乗用車（タクシー）の借上」契約に関し、近隣住民の迷惑になるような行為及び防衛省内部部局が定める付け待ち禁止区域における付け待ち行為を行わないことを誓約します。

なお、この誓約を違えた場合はどのような処分を受けても異議はありません。

住 所

会 社 名

代 表 者 名

印

別添

